

# 宮城県警察職員の安全管理に関する訓令

平成18年5月31日

宮城県警察本部訓令第12号

宮城県警察職員の安全管理に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察職員の安全管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、宮城県警察職員（以下「職員」という。）の安全管理について必要な事項を定め、職員の業務上における安全の確保を図ることを目的とする。

(職員の責務)

第2条 職員は、この訓令による安全管理上必要な措置に従うほか、職務上の災害及び各種事故を防止するために必要な事項を守り、安全の確保に努めなければならない。

2 職員は、安全管理上必要な事項について、総括安全衛生管理者（次条第1項に定める者をいう。）等の安全管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

(総括安全衛生管理者)

第3条 職員の安全管理に関する業務を統括管理するため、警察本部に総括安全衛生管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全のための教育の実施に関すること。
- (3) 職務上の災害及び各種事故の原因調査並びに再発防止対策に関すること。
- (4) 職員の安全管理上必要な装備資機材の開発・改善に関すること。

3 職員の衛生に関することは、宮城県警察職員の健康管理に関する訓令（平成18年宮城県警察本部訓令第8号）の定めるところによる。

(総括安全衛生管理者の代理者)

第4条 総括安全衛生管理者に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第3条に規定する事由が生じたときは、警務部警務課長をその代理者とする。

(安全管理責任者)

第5条 各所属に安全管理責任者を置き、所属長（警察本部の部（仙台市警察部を含む。以下同じ。）に置かれた課等の長、警察学校長及び警察署長をいう。以下同じ。）をもって充てる。

2 安全管理責任者は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 危険防止に関すること。
- (2) 安全教育に関すること。
- (3) 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
- (4) 庁舎、訓練施設等の安全巡視に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に関すること。

3 安全管理責任者は、前項各号に定める事務に関し、必要に応じ総括安全衛生管理者に

意見を具申しなければならない。

(安全管理担当者)

第6条 安全管理責任者の業務を補助させるため、各所属に安全管理担当者を置く。

2 安全管理担当者は、警察本部の部に置かれた課等の管理官、次長、副隊長又は副所長、警察学校副校長及び警察署にあっては副署長又は次長をもって充てる。

(作業主任者)

第7条 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条各号に掲げる作業を行う所属の安全管理責任者は、当該作業に従事する職員のうちから法第14条に規定する作業主任者を選任しなければならない。

2 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮その他の労働省令で定める作業主任者に関する職務を行う。

3 作業主任者を指定したときは、別記様式により、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(安全委員会の設置)

第8条 警察本部に安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の構成)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、別表に掲げる者をもって充てる。

(所掌事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するものとする。

- (1) 職員の危険を防止するための対策に関すること。
- (2) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に関すること。

(会議)

第11条 委員会の開催は、委員長が招集し、議長は委員長が行う。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

2 委員会の庶務は、警務部警務課において行うものとする。

3 審議結果については、議事録を作成してこれを3年保存するものとする。

(教育等)

第12条 安全管理責任者は、職員の安全管理に関する意識の高揚を図るため、安全管理に関する教育を積極的に行うものとする。

2 安全管理責任者は、必要に応じて所属内における検討会等を開催し、安全管理に関する職員の意見・要望等の把握に努めなければならない。

3 安全管理責任者は、前各号に掲げる教養等を実施した場合は、その都度、総括安全衛生管理者に報告するものとする。

(危険防止のための措置)

第13条 安全管理責任者及び安全管理担当者（以下「安全管理責任者等」という。）は、庁舎、訓練施設等を随時巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第14条 安全管理責任者等は、災害等による緊急事態が発生したときは、直ちに職員、関係者等に通報するとともに、当該緊急事態に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避、救急活動その他適切な措置を講じなければならない。

(災害等の処理)

第15条 安全管理責任者等は、施設、設備、機械、車両等による職員の災害又は各種事故が発生したときは、速やかにその原因を調査し、再発防止に向けた必要な対策を講じるようにしなければならない。

2 安全管理責任者は、規則第96条の規定による事故報告及び規則第97条の規定による労働者死傷病報告について、規則様式第22号、規則様式第23号又は規則様式第24号による報告書を労働基準監督機関に提出するときは、総括安全衛生管理者を経由しなければならない。

(会計年度任用職員等への適用)

第16条 この訓令は、会計年度任用職員及び臨時職員についても準用する。

(細目的事項)

第17条 この訓令に定めるもののほか、職員の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日本部訓令第9号)

この訓令は、平成23年3月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日本部訓令第14号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日本部訓令第10号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日本部訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式による書面については、当分の間、なおこれを使用することができる。



別表（第9条関係）

安 全 委 員 会	
委 員 長	総括安全衛生管理者
副 委 員 長	警務課長
委 員	総務課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事総務課長、組織犯罪対策第一課長、交通企画課長、公安課長、仙台市警察部庶務課長及び委員長が指名する者